

身に覚えない情報料請求

消費者トラブルを 斬る



桐山香代子士
弁護士

先日、一通のはがきが送られてきました。「お客さまが利用された有料情報コンテンツ○○の利用料の入金が、確認されていません。早急に入金のお手続きをお取り下さ

本人の身に覚えない。入金が確認できない請求を、あたかも根拠がないように見せかけ、金品をだまし取ることをえなどの法的手段を取ることになります。ご不明の点があれば、電話××までご連絡下さい」

私は、○○という有料情報サイトを使ったこと

はがきやメールに記載されてくるタイプ、公的機関に似た名前の団体が請求先になっているタイプなどがあります。ほかにも、督促手続きなど裁判所が関与する手続きの呼び出し状を仮装するタイプもあり、架空請求を行なう業者は、さまざまなお手口を生み出しているのです。

お金を支払わざるを得ない事態につながりかねません。

恐れがあるからです。そこで、本当の裁判所

ではいけません。「自宅ただし、「裁判所」か

架空請求は、はがきや電子メールで請求するダ

「給与の差し押さえをする」などの記載があつて

裁判所からの書類であれば、も、脅しにすぎません。

クすると請求メールが送られてくるタイプ、公的機関に似た名前の団体が請求先になっているタイプなどがあります。ほかにも、督促手続きなど裁判所が関与する手続きの呼び出し状を仮装するタイプもあり、架空請求を行なう業者は、さまざまなお手口を生み出しているのです。

はがきやメールに記載されてくる連絡先にも連絡してはいけません。連絡してしまって、住所、氏名、電話番号やメールアドレスなどの個人情報を相手に知られるきっかけになるからです。聞い

たことのない用語を並べ立てられて言いくるめら

れたり、脅されたらして、

無視すると不利益になる

ことです。電話帳や弁護士会、消費者センター、最高裁判所のホームページなどで、裁判所の連絡先

が作成した書類かどうかを調べて、その連絡先に

の確認が必要になります。その際の注意点は、書類に記載してある連絡

確認してください。

(桐山香代子弁護士)

島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)

山陰中央新報 2008(平成20)年 5月12日 掲載